平成２３年（フ）第１７号
宮城県気仙沼市中みなと町152番地２
債務者　吉田　桂子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第１９号
宮城県気仙沼市本吉町洞沢133番地８
債務者　藤田　斉子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第５７号
福島県白河市中田仮設住宅Ｂ７－３、住民票上の住所福島県白河市関辺上ノ原26番地14
債務者　八取　志帆
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
福島県白河市北中川原55　白河公園仮設住宅Ｃ１－１、住民票上の住所福島県白河市関辺上ノ原26番地14
債務者　八取　瑛平
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第６９６号
千葉県習志野市花咲１丁目５番６号メゾンドハナＡ201号
債務者　和田　悠一
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７２８号
千葉市花見川区千種町167番地10
債務者　楠　　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８４８号
千葉市若葉区高品町1594番地２　高品パークハイツ103号
債務者　山木　友子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５３号
千葉県市原市東国分寺台１丁目７番地５　国分ハイツ206
債務者　小松　恵子（旧姓古宮）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５５号
千葉市若葉区桜木３丁目９番27号　モア・ステージ千葉桜木３番館213号
債務者　上村　紀子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８７４号
千葉県船橋市前原西６丁目１番10号　ドエル102号
債務者　万膳　　俊
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８８４号
千葉県船橋市二和東５丁目61番３棟405号
債務者　平山　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９０６号
千葉県浦安市東野２丁目１番１―910号　クレストフォルム新浦安グランデッツァ
債務者　廣　　泉
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９２８号
千葉県市川市宝１丁目８番13号　リリックハイツ宝Ⅱ―214号
債務者　染谷　喜美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９３２号
千葉市稲毛区山王町391－６、住民票上の住所千葉県八街市八街い101番地75
債務者　由利　次郎
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９４７号
千葉県船橋市大穴北２丁目42番13号
債務者　木村　健志
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９６２号
千葉県船橋市習志野台６丁目20番４号
債務者　久保　治子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６５号
岐阜県羽島郡岐南町上印食９丁目65番地　岐南グリーンハイツ207号
債務者　富田美佐江
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岐阜地方裁判所